

「吉野家プリカ」ご利用約款の変更について (改定日:2024年9月1日)

株式会社吉野家(本社:東京都中央区、代表取締役社長:河村 泰貴、以下吉野家)は、当社が現在行っているサービス内容や「吉野家プリカご利用約款」の変更方法等を利用者にとってわかりやすくするため、「吉野家プリカ」のご利用約款を下記の通り、変更いたします。

記

変更日程:2024年9月1日(日)

変更条項:「吉野家プリカ」ご利用約款

第3条(吉野家プリカの新規発行)、第6条(チャージ)、第7条(利用)、第17条(約款の変更)

変更前	変更後
第3条(吉野家プリカの新規発行) 吉野家プリカは、取扱店店頭又は当社所定のスマートフォンアプリ等で新規発行することができます。 2 略	第3条(吉野家プリカの新規発行) 吉野家プリカは、取扱店店頭で新規発行することができます。 2 略
第6条(チャージ) お客様は、取扱店店頭にて現金により1,000円単位で1回49,000円まで吉野家プリカにチャージすることができます。ただし、モバイルカードによるオンラインチャージを行う場合は、当社の定める方法及び金額でチャージすることができます。 2 略	第6条(チャージ) お客様は、取扱店店頭にて現金により1,000円単位で1回49,000円まで吉野家プリカにチャージすることができます。 2 略
第7条(利用) 略 2 取扱店にて商品代金のオンラインによるお支払いの際(対象店舗に限ります。)は、お支払の画面の案内に従いご利用ください。	第7条(利用) 略 (第2項削除)
第17条(約款の変更) 当社は、一定の予告期間をおいてホームページにて告知することにより、本約款を変更することができ、予告期間経過後は自動的に変更後の約款が適用されるものとします。	第17条(約款の変更) 当社は、お客様の一般の利益に適合する場合及び本約款の変更を必要とする合理的な事由がある場合、公表の際に定める1ヶ月以上の相当な予告期間をおいてホームページにて告知することにより、本約款を変更することができ、予告期間経過後は変更後の約款が適用されるものとします。

※ご利用約款の変更による吉野家プリカに関わるサービスの変更はありません。

上記変更につきましては、変更日程以降に「吉野家プリカご利用約款」をご確認ください。

<https://www.yoshinoya.com/yoshinoyapreca-terms/>

以上

<お客様のお問い合わせ先>
株式会社吉野家 お客様相談室
TEL 0120-69-5114(受付時間 9:00~17:00)